障害者虐待防止に向けて

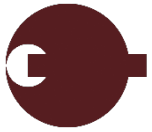

奈良県障害福祉課

令和元年度

	通報件数	認定件数	被虐待者人数
総合計	**91件**	**30件**	**40人**
養護者	39	13	13
福祉従事者等	39	10	20
使用者	13	7	7

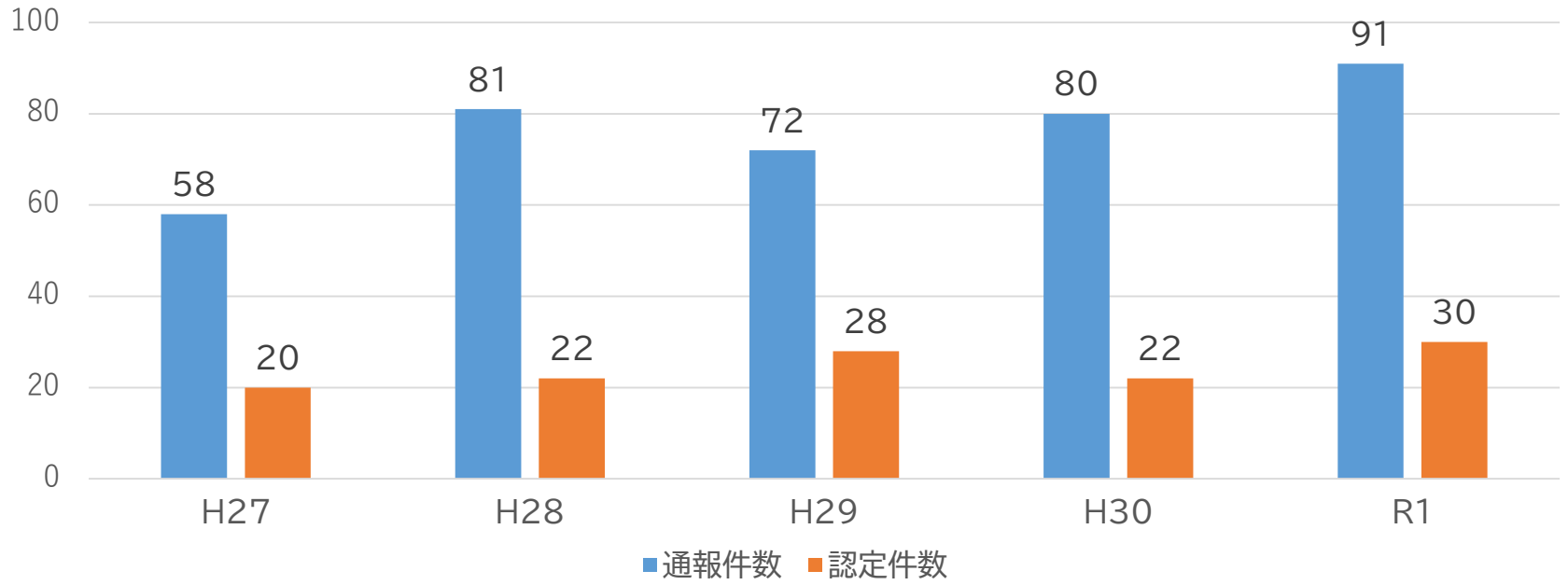

● 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

- 「障害者虐待防止法」
- 平成23 年 6 月17 日に成立、平成24 年10 月 1 日に施行。
- この法律の目的は、
  - ✓ **障害者に対する虐待の防止**
  - ✓ **障害者虐待の予防及び早期発見**
  - ✓ **虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援**
  - ✓ **養護者による虐待の防止に資する支援のための措置　等**

  を行うことにより障害者の権利利益の擁護に資すること、としている。
- この目的を実現するために、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対する**通報義務**を全国民に課している。（第７条第１項）

奈良県作成のリーフレット

● 障害者虐待の定義

「障害者」とは

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

（障害者基本法　第二条第一項）

「障害者虐待」とは

養護者による障害者虐待	障害者福祉施設従事者等による障害者虐待	使用者による障害者虐待
・家族 ・生活を共にしている人	・障害のある人に日常的にかかわっている現場の職員	・障害のある人を雇っている事業主
同居して擁護している実態があれば、友人・知人も含まれます。しかし、同居していない親族は養護の実態が難しい。 ただし、「経済的虐待」は同居の有無は問わず、親族も対象となります。	障害者総合支援法５条に定められている障害福祉サービス事業で働く人を指します。 入所、通所を問わず、施設系やグループホーム、在宅サービス、相談事業所と定める範囲は広いです。	事業形態は問わず、派遣労働者を受け入れている事業主も含みます。 事業主と言いますが「社長」とは限りません。現場で労働者に対して実質的な指導監督権限のある者も含みます。

障害者虐待の種別

身体的虐待

・殴る、蹴る、無理やり食べ物や飲み物を口に入れる、身体拘束　など

心理的虐待

・「バカ」「あほ」等障害者を侮辱する言葉を浴びせる、怒鳴る、無視する　など

性的虐待

・性器への接触、性的行為を強要する、キスする、わいせつな言葉を発する　など

放棄・放置（ネグレクト）

・食事や水分を十分に与えない、必要な福祉サービスを受けさせない、放置する　など

経済的虐待

・年金や賃金を渡さない、日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない　など

実際に、奈良県で起こったこと

母親が「しつけ」と称し、木製のものさしで叩く、尿の上に何時間も正座させるなど行っていた。
行政や養護学校教諭らが「それは虐待ですよ」と何度も指導したが、理解してもらうまで時間がかかった。
被害児童のケアと共に、母親のケアにも取り組んだ。

施設管理者より「虐待が起きたので報告する」と連絡があった。内容は、利用者への暴力の他に「利用者を呼び捨て」にし、「早く靴を履け」など、威圧的な態度で接していた、拳を振り上げ叩くふりをしていたというものだった。
施設は事実確認をし、被害者とその家族に謝罪し、虐待者を配置換えするなどの対策を講じた。

「仕事が遅い」という理由で、最低賃金を大幅に下回る給料で雇用していた。労働基準監督署の調べに対し、社長は「障害者には最低賃金が適用されないと思っていた」と話した。
会社には適正な賃金で再計算し、その差額を支払うように命じた。

● 虐待行為に対する刑事罰

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

身体的虐待	刑法第199条 殺人罪、第204条 傷害罪、第208条 暴行罪、第220条 逮捕監禁罪
性的虐待	刑法第176条 強制わいせつ罪、第177条 強制性交等罪、 第178条 準強制わいせつ罪、準強制性交等罪
心理的虐待	刑法第222条 脅迫罪、第223条 強要罪、第230条 名誉毀損罪、第231条 侮辱罪
放棄・放置	刑法第218条 保護責任者遺棄罪
経済的虐待	刑法第235条 窃盗罪、第246条 詐欺罪、第249条 恐喝罪、第252条 横領罪

実際に、奈良県でも逮捕された事案がいくつかあります。

ただし「障害者虐待防止法」は、虐待者を罰するための法律ではなく、

あくまでも**「防止と早期発見」が目的**です。

● 通報の義務と防止の義務

1. 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。

2. 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。

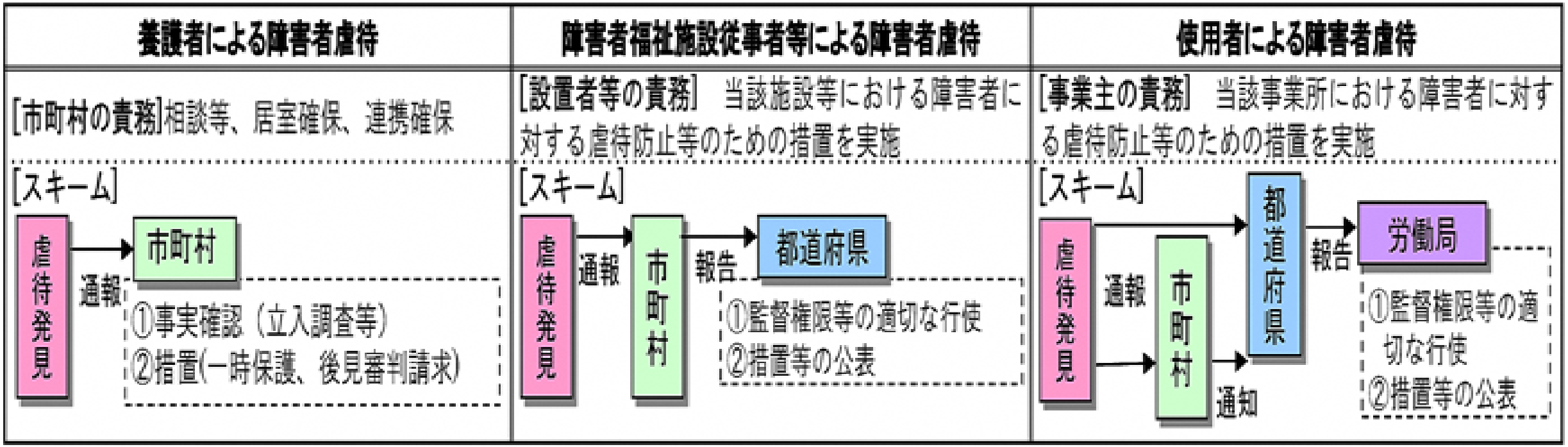

3. 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

通報は国民の**義務**

福祉施設の場合

虐待のことを知っている人

虐待を受けたと思われる
障害者を発見した人

相　談

サービス管理
責任者

相　談

施設長
管理者

通報義務

通報義務

通報義務

市町村障害者虐待防止センター

奈良県障害者権利擁護センター

相談・通報・届出を行った人の内訳 （令和元年度）

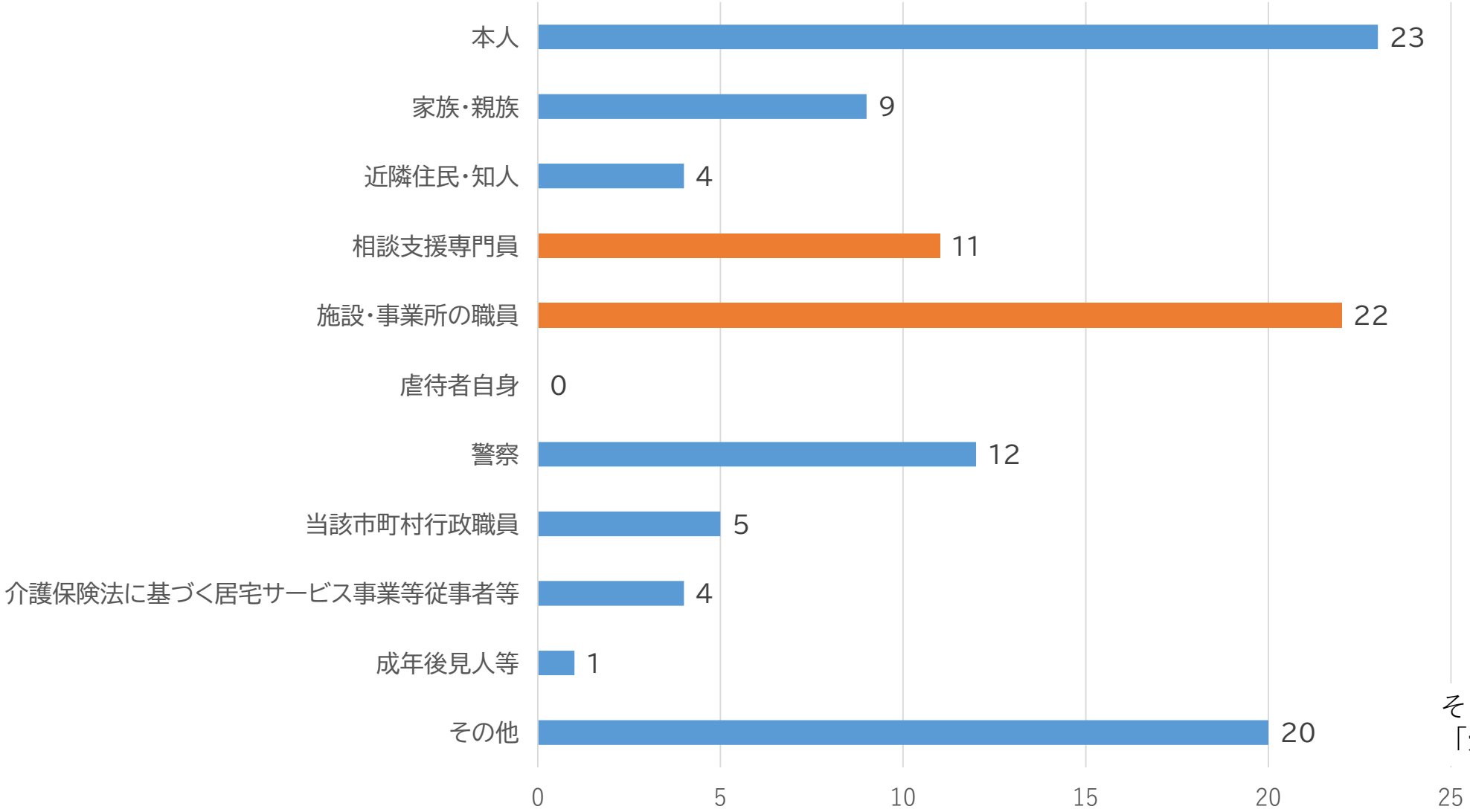

その他には
「**元職員**」も含まれる

通報はすべての人を救う

- 利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- 虐待した職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- 理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- 虐待が起きた施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

日本社会事業大学専門職大学院　准教授　曽根　直樹氏

通報は決してネガティブなものではなく、多くを助ける大きなきっかけである。

「通報を行う人」に虐待の判断を求めていません

障害者虐待防止法では、「通報を行う人」に虐待の判断を求めていません。

虐待か否かは、通報を受け付けた機関（行政など）が、然るべき調査を行い判断します。

大切なのは、

「もしかしたら虐待されているかも」というグレーゾーンの通報です。

このグレーゾーンの通報が、虐待の早期発見と早期対応につながります。

小さな出来事

虐待

令和４年度より、

① 従事者への研修実施

② 虐待防止委員会を設置し、委員会での検討結果を従事者に周知徹底

③ 虐待防止のための責任者の設置

が義務化されます。（令和３年度は努力義務）

法人・施設等における虐待防止委員会の例

虐待防止委員会の役割

・研修計画の策定、・職員のストレスマネジメント・苦情解決
・チェックリストの集計、分析と防止の　取組検討
・事故対応の総括・他の施設との連携
・身体拘束の適正化についての検討　等

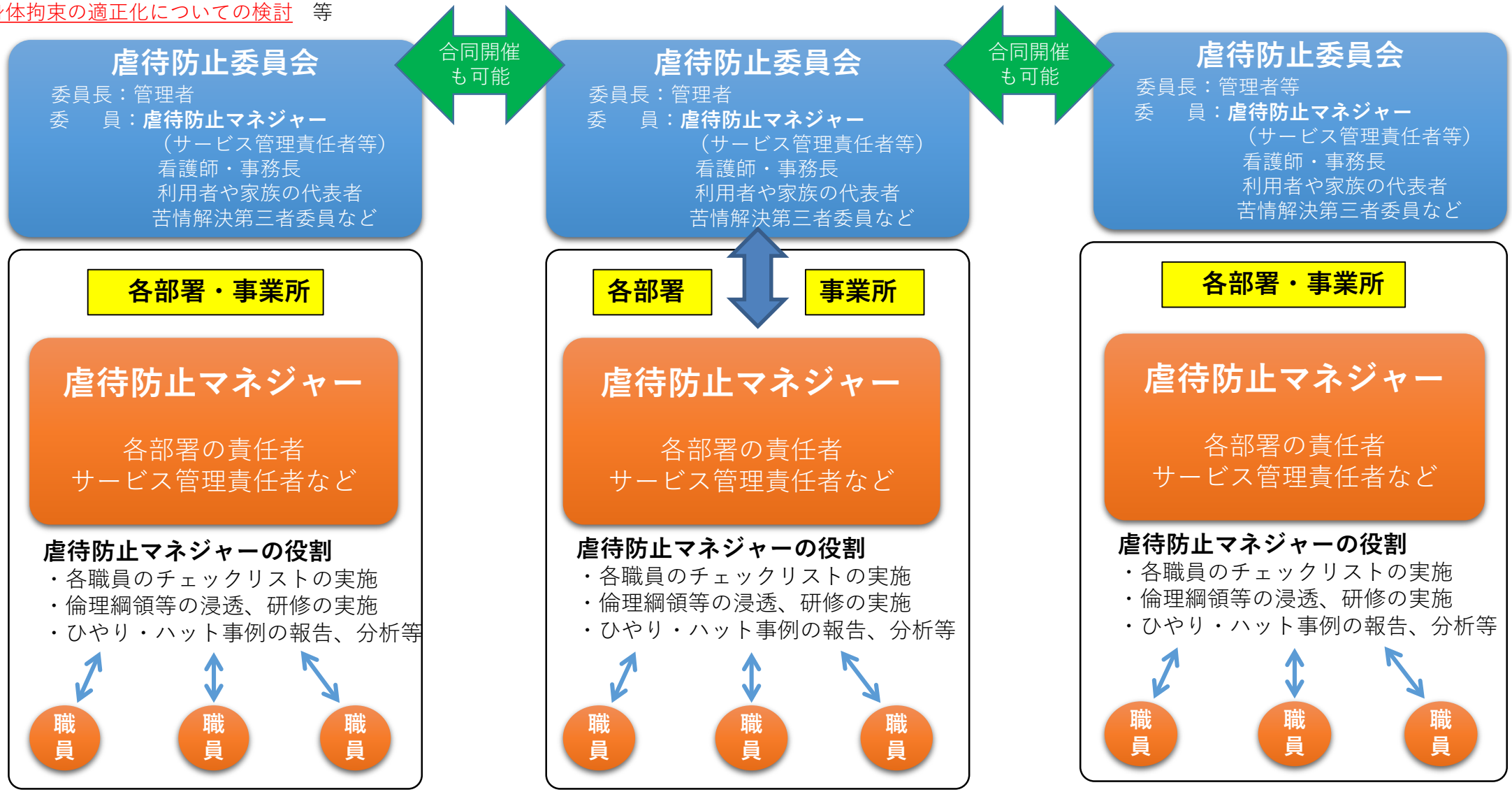

虐待防止委員会の設置・運営のイメージ

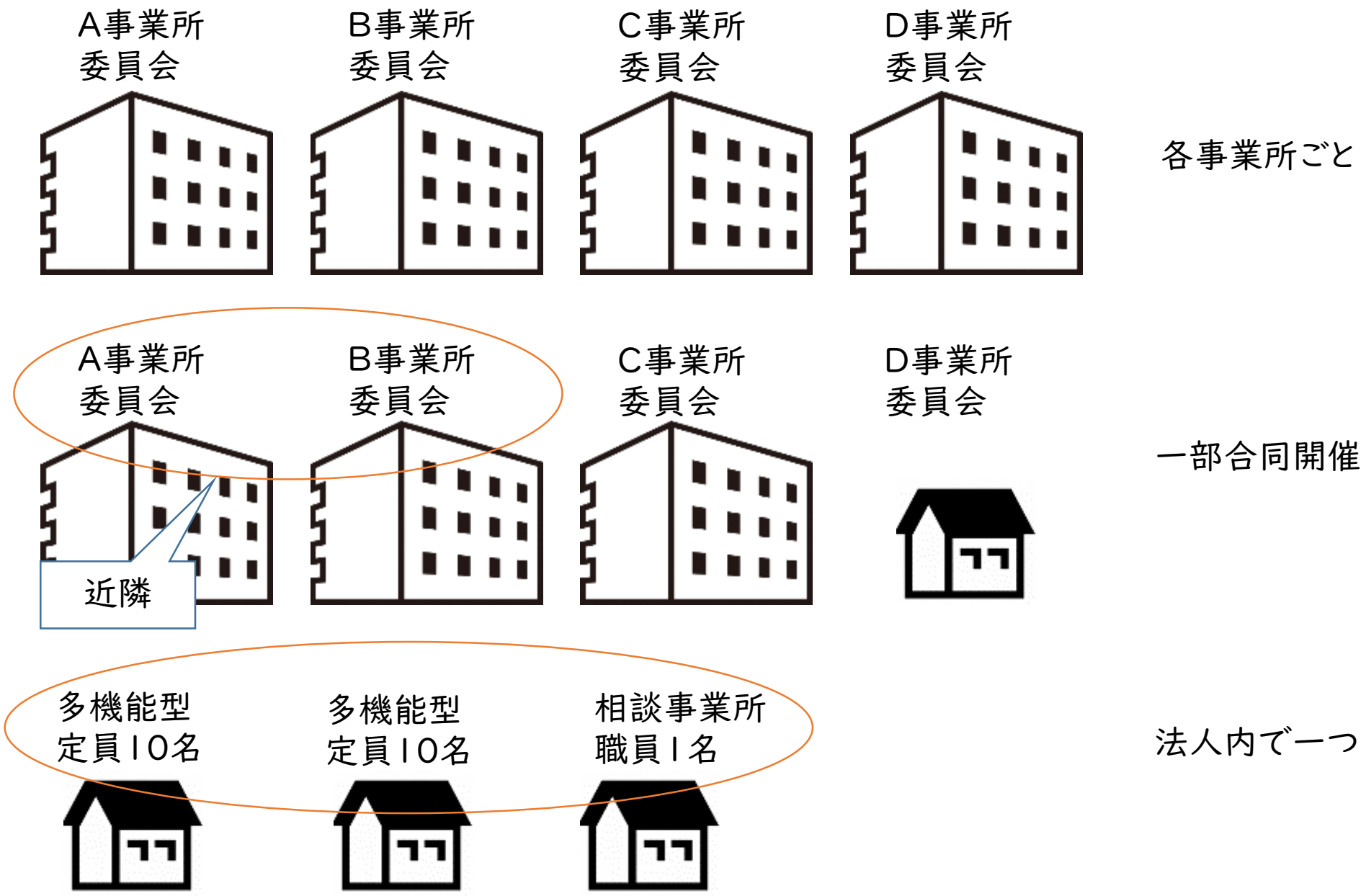

虐待防止委員会の設置・運営のイメージ

責任者の決定

- 基準省令上、責任者の配置が求められます。
- 専任者には、サービス管理責任者等を配置してください。

委員会の構成委員選定

- 事業所の管理者や虐待防止責任者が参画していれば、最低人数は問いません。
- 構成員については利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましいでしょう。
- 事業所単位でなく法人単位での委員会設置も可であるため、事業所の規模に応じた対応を検討しましょう。

委員会での検討内容を選定

- **①虐待防止の為の計画づくり**
- **②虐待防止のチェックとモニタリング**
- **③虐待発生後の検証と再発防止策の検討**

研修実施

- ①職員全体を対象にした虐待防止や人権意識を高めるための研修　②職員のメンタルヘルスのための研修　　③障害特性を理解し適切に支援ができるような知識と技術を獲得するための研修　④事例検討
  ⑤利用者や家族等を対象とした研修　など

①虐待防止のための計画づくり

・虐待防止の研修

・虐待が起こりやすい職場環境の確認と改善

・ストレス要因が高い労働条件の確認と見直し

・マニュアルやチェックリストの作成と実施

・掲示物等ツールの作成と掲示等

上記の実施計画づくり

年間計画を作り組織的に運営し、進捗管理を行う

②虐待防止のチェックとモニタリング

- 虐待が起こりやすい職場環境の確認
- 各職員が定期的に自己点検
- 現場で抱えている課題を委員会に伝達
- 発生した事故（不適切な対応事例も含む）状況、苦情相談の内容、職員のストレスマネジメントの状況について報告

チェックリストや運用ルールを設定し、
委員会へ情報が提供される仕組みを作る

「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」（令和2年10月）
https://www.mhlw.go.jp/content/000686499.pdf
のP42「参考資料」に、倫理綱領や様々なチェックリスト等が掲載されています。

③虐待発生後の検証と再発防止策の検討

虐待やその疑いが生じた場合、
行政の事実確認を踏まえて障害者福祉施設等としても事案を検証の上、
再発防止策を検討し、実行に移していくこと。

身体拘束は虐待です

障害者虐待防止法では、

「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。

○身体拘束禁止の対象となる具体的な行為○

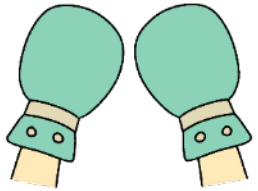

- 車いすやいす、ベッドに体幹や四肢を縛る。
- ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- 手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- 介護衣（つなぎ服）を着せる。
- 向精神薬を過剰に服用させる。
- 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

など

身体拘束は虐待です

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

身体拘束等の禁止　※生活介護、短期入所、自立訓練、就労３種、ＧＨも同様

第七十六条　指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

身体拘束は虐待です

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

切迫性

- 本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性

- 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

一時性

- 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

３要件の全てに該当すること

身体拘束は虐待です

奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

緊急やむを得ない場合の判断等を行うための**合議体を設置**しなければならない。

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日ならびに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録**しなければならない。

従業者に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的に実施しなければならない。

身体拘束は虐待です

やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

組織による決定と
個別支援計画への記載

本人・家族への
十分な説明

必要な事項の記録

身体拘束廃止
未実施減算

厚生労働省「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」より

身体拘束のサイクル

利用者の
多動・他害

「あれが気になる」
「感情のコントロールができない」

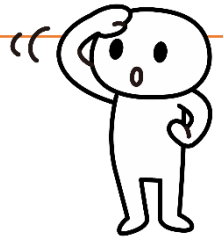

支援員が
問題行動と
認識する

「危険！」
「目を離せない」

問題行動を
抑制するために
拘束する

拘束された人は
不安や苛立ちを
感じる

「どうして？」
「怖い！」

不安や苛立ちを
押さえるために
更なる拘束

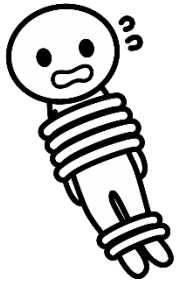

悪循環

● なぜ虐待は起きるのか

障害特定や虐待に対する
理解が不足している

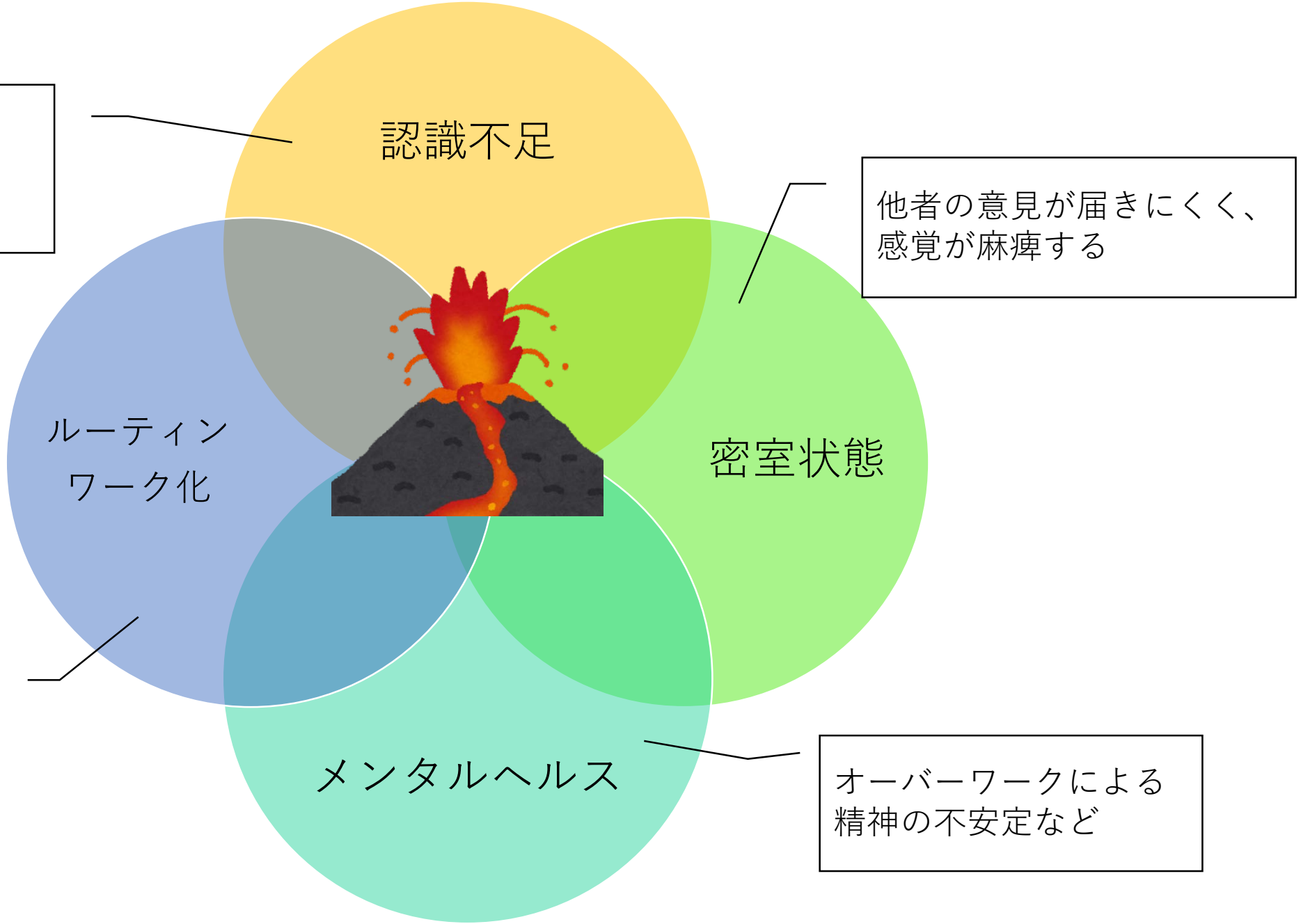

● 意識を共有しにくい・しやすい職場

- 余裕がない
- 支援が難しいということが言い訳になっている
- 職員全体で「だめ」という雰囲気がない
- 相談できる人がいない

→意識を共有しやすい職場

・相談できる職場

・指摘し合える職場

・評価し合える職場

・支え合える職場

・上司が個々の考え方や価値観を受け止めてくれる職場

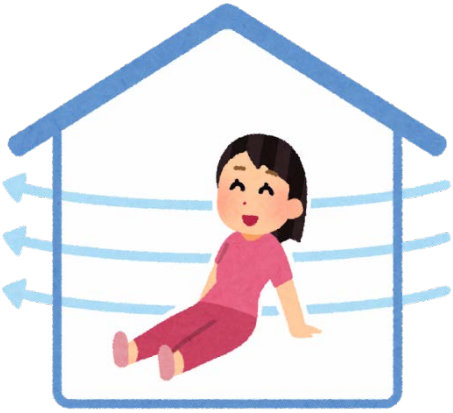

● 虐待防止の為に

普段から意識を高める

虐待かどうかに気づくためには、虐待や法律を**知っている**ことが大前提です。
定期的な研修を行うことで、虐待防止に対する意識を高めていきましょう。

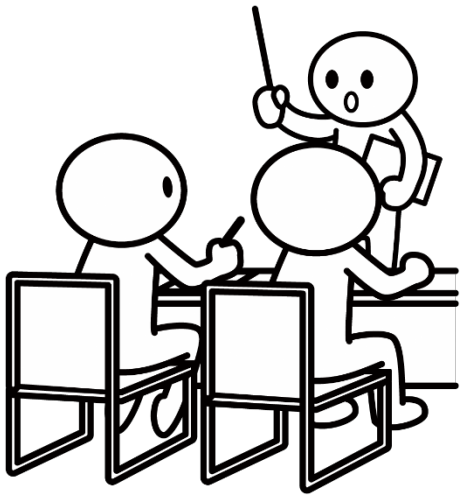

講習会
研修会

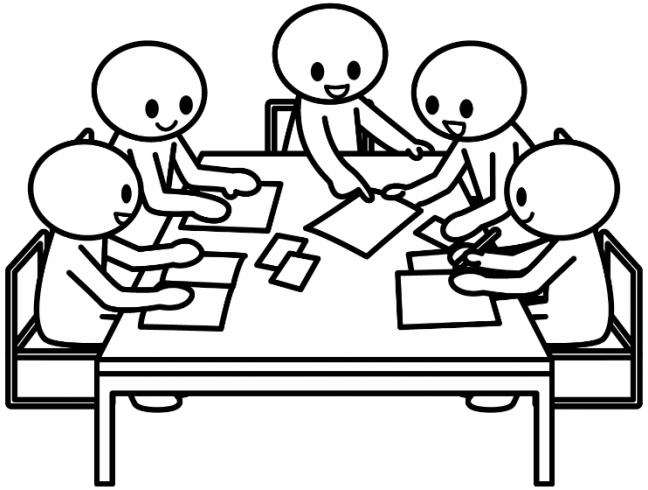

ミーティング

この他、OJTや違う現場を見学、体験することも推奨

● 虐待防止の為に

個人を知る

ひとり一人、障害の重さも個性も違います。
決めつけた対応は、枠にはまらない苛立ちが、支援の難しさにつながり、
虐待を引き起こす可能性があります。

利用者全体をマスとしてとらえて
対応する

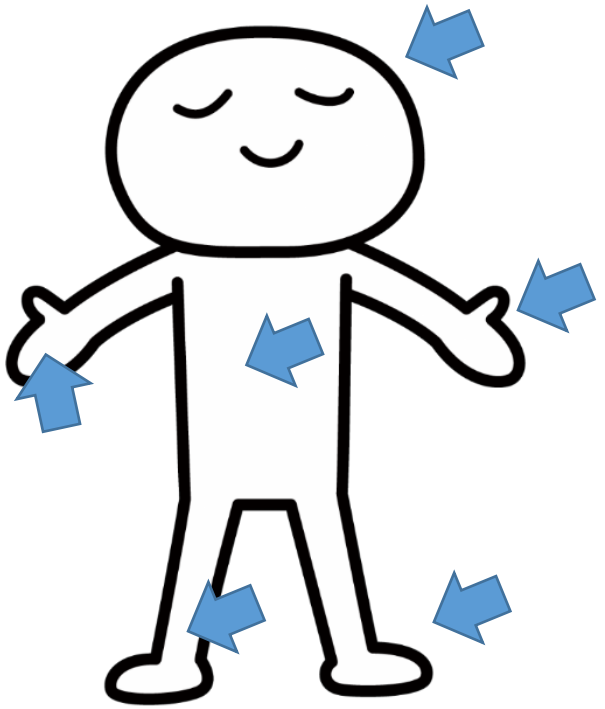

利用者一人ひとりに着目した
個別的な対応

● 虐待防止の為に

「問題行動」は何が問題なのか？

障害特性からくる支援の難しい行動を、いわゆる「問題行動」と呼びます。
しかし、問題行動は、いったい誰の目線で見た時、「問題」となるのでしょうか。
利用者自身の障害によるものだけでなく、支援者も含めた環境にも問題があるという視点をもつ必要があります。

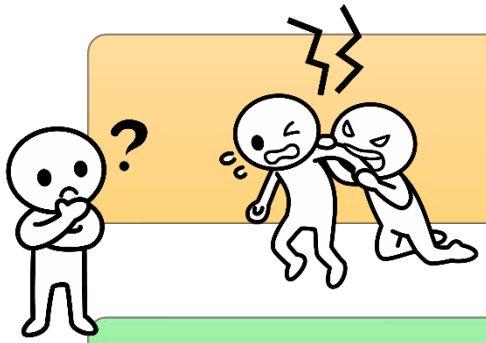

障害の特性を理解する

「問題行動」の原因が分かるかも…

理解と対処ができるようになれば「問題」ではなくなる

● 虐待防止の為に

自分を知る

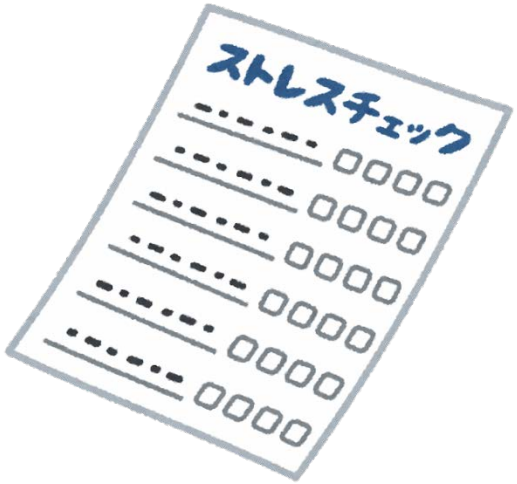

虐待の引き金がストレスであることが少なくありません。
ストレスを抱えないような仕組みも
虐待防止につながります。
また、体調不良などからくる注意力の欠如が、
思わぬ事故を引き起こすこともあります。
睡眠不足、倦怠感など体調チェックも
定期的に行うことを推奨します。

カウンセリング

http://kokoro.mhlw.go.jp/check/

● 虐待防止の為に

外部の目を意識する

自分たちはオープンにしているつもりが以外と閉じた存在なのが施設です。
慣例化した行動や言い方が、外部の目から見ると通用しないことがあります。
こうした行動や言い方は、人を傷つけるだけでなく、施設の評価にも影響しかねません。
時には「当たり前」と向き合い、外部の目を意識しましょう。

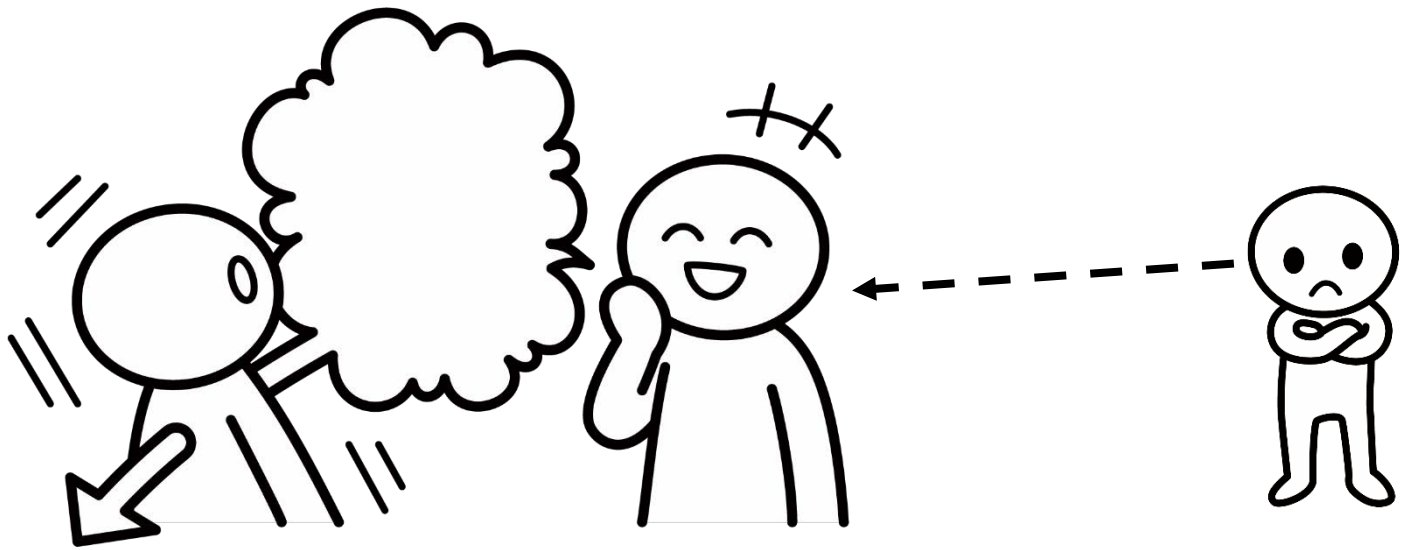

どこでも虐待の芽は生まれる

「虐待はぜったいにない」
虐待を否定する心理から、虐待の芽を見逃してしまう

「虐待はいつおこるか分からない」
感性，謙虚さ，風通しの良い職場を醸成

虐待をエスカレートさせない

障害者虐待に関する相談やお問い合わせは

市町村障害者虐待防止センター
または
奈良県障害者権利擁護センターまで

ＴＥＬ：０７４２－２７－８５１６

ＦＡＸ：０７４２－２２－１８１４